

平成 25 年 8 月 30 日

問い合わせ先

国土交通省海事局

船員政策課

春名 内線) 45-103

木内 内線) 45-133

直通) 5253-8651

FAX) 5253-1643

第 10 回 ILO 海事協議会の概要について

国土交通省海事局は、国際労働機関（ILO）の活動に関する事項のうち海上労働に係るものについて協議を行うため、ILO 第 144 号条約に基づき、政府、使用者及び労働者の代表者による「第 10 回 ILO 海事協議会」を開催いたしました。

1. 日 時

8 月 29 日（木）14：00～14：30

2. 場 所

中央合同庁舎 2 号館低層棟共用会議室 6

3. 出席者

(1) 労働者代表

全日本海員組合国際・国内政策局長（代理出席）、同国際局外航部専任部長、同国内局国内部長、同水産局水産部長

(2) 使用者代表

一般社団法人日本船主協会常務理事、日本内航海運組合総連合会審議役、一般社団法人大日本水産会漁政部部長、一般社団法人日本旅客船協会労働海務部長

(3) 政府代表

国土交通省海事局船員政策課長、同国際業務調整官、同課長補佐
水産庁漁政部企画課漁業労働班長（代理出席）

4. 会議の概要

(1) 2013年 ILO 年次報告関連について

事務局から本年の年次報告の内容を説明いたしました。

本年、ILO 事務局より提出を求められている5条約のうち、海上労働にも関係し、本協議会の対象となるものは次の1条約です。

- ・ 同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（第100号）

同条約について、前回報告時（2011年）からの変更点は以下のとおりです。

《主な変更点》

船員労務官による事業場及び船舶監査件数

2011年：5272件（内、男女同一賃金の原則に係る違反件数：0件）

2012年：5022件（内、男女同一賃金の原則に係る違反件数：0件）

(2) 意見交換について

以下の条約について意見交換等を行いました。

- 第19号条約（均等待遇）の外国人漁船員への適用について
- 第131号条約（最低賃金決定）における一部非設定業種について
- 第188号条約（漁業労働）の批准活動の状況について